

平成 17 年度原子力関係経費の見積りについて (原子力安全委員会事務局)

平成 16 年 8 月 3 日

1. 基本方針

(1) 株式会社ジェー・シー・オーのウラン加工工場における臨界事故後、原子力安全委員会は、平成 12 年 1 月に「原子力安全委員会の当面の施策の基本方針について」を決定し、この決定をもとに、原子力安全確保の向上のための諸施策を実施するとともに、緊急課題に対する所要の対応を行い、我が国における原子力安全確保の一層の向上に努めてきた。

また、平成 14 年に明らかになった原子力発電施設における自主点検記録の不正問題を契機として、原子炉等規制法が改正され、原子力安全確保体制の強化に向けた措置が実施されている。

(2) 原子力安全委員会としては、現在、安全規制の更なる充実を図る新たな段階に来ていると考えており、新たに「当面の施策の基本方針」を定める予定である（現在パブリックコメント中）。この基本方針の中でも位置付けられているところであるが、今後の施策は、

現行の安全確保活動については、その質の向上を図り、実効的なものとしていく。

規制調査等監視・監査機能の充実、安全審査指針類の整備、原子力防災対策の充実等

将来を見通した活動としては、最新の技術的知見を踏まえて、規制システムの高度化を図る。

リスク情報を活用した安全規制の検討等

安全確保の基盤となる活動を進める。

安全研究の推進等

の 3 つを機軸として進めることとしている。

(3) この 3 つの機軸に沿って、平成 17 年度においては、予算関連の施策としては、以下を強化する。

- ・ 原子力の重点安全研究に関する調査
- ・ 原子力安全委員会における品質保証活動の充実強化
- ・ 安全解析コードの開発等
- ・ IT 技術を活用した効率的・効果的な緊急時機動体制の強化

2.17年度の主な取組及び重点化・合理化事項等

原子力の重点安全研究に関する調査

原子力安全委員会は、これまで各研究機関から提案された研究課題をとりまとめた「安全研究年次計画」を策定し、安全研究の推進を図ってきたところであるが、今後、日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構が廃止・統合された新たな独立行政法人（以下、「新法人」という。）が設立され、安全研究を実施する研究機関の体制が変わることとなっている。原子力安全委員会としては、研究機関に対して、安全規制の高度化のために必要な重点安全研究を示す観点から、本年7月に、新たな原子力安全研究計画を策定する予定であり、今後、同計画に示された研究課題が実効的に推進されていくために、安全研究の実施状況やニーズ等の情報交換を行う会議の開催や更に進めるべき研究課題の調査等を行う。

原子力安全委員会における品質保証活動の充実強化

平成14年の原子力発電所の不正問題を契機として従来のハード面の規定のみならず、品質保証活動等のソフト面の監査にも規制の重点が置かれるようになってきている。また、IAEA（国際原子力機関）においても従来から規制機関等における品質保証活動が原子力の安全確保に不可欠であるという認識のもと、現在、規制機関に対する品質マネジメントシステムに関する安全指針の改定に係る作業が行われているところである。

このような状況を踏まえれば、規制行政庁を監視・監査する原子力安全委員会としても、その監視・監査活動を質の高い信頼性のあるものとするため、自ら品質マネジメントシステムを構築していく必要がある。

このため、国際的な品質マネジメントシステムであるISO9001の認証を取得することとし、認証取得にあたってのコンサルティングの受講や、取得後の規制活動の質の維持向上のための品質保証に係る研修等を行う。

安全解析コードの開発等

現在、クロスチェックを行うために用いる解析コード（プログラム）については、1次行政庁も同じコードを用いている。今後は、一次行政庁とは完全に独立した解析を実施するために、原子力安全委員会独自のコードを開発し、クロスチェックを実施する。

また、原子力安全審査指針について、合理的な安全審査や指針類の適時・的確な見直しに資するため、指針集のデータベース化を図る。

IT技術を活用した効率的・効果的な緊急時機動体制の強化

原子力安全委員会は、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力緊急事態が発生した場合には、原子力緊急事態の解除等について、原子力災害対策本部長（内閣総理

大臣）に対し技術的助言を行うため、原子力安全委員会委員及び緊急事態急対策調査委員からなる緊急技術助言組織を設置するとともに、原子力安全委員会委員、緊急事態急対策調査委員及び事務局職員を現地に派遣することとなっている。

このような原子力安全委員会に求められている役割をより効率的・効果的に実施するため、モバイル機器の活用や本部組織・現地組織のネットワーク構築といったＩＴ技術を活用することにより、機動性の確保及び収集した情報の共有化を行う。

原子力関係経費の見積もりヒアリング 施策概要

- 1 . 所管省**：内閣府 原子力安全委員会
- 2 . 施策名**：原子力の安全確保に向けた取組の充実・強化
- 3 . 要求額**： (百万円)

	17年度要求額	16年度予算額
一般会計	(調整中)	-
電源特会(立地勘定)	-	-
電源特会(利用勘定)	-	-
合計	(調整中)	-

4 . 長期計画との対応：

【主たる該当分類】国民・社会と原子力の調和(1-1(1)安全確保の取組)

【従たる該当分類】

5 . 「平成17年度の原子力関係施策の基本的考え方」との対応：

【主たる該当分類】6 原子力安全確保の高度化

7 国民・社会と原子力の調和のための取組

【従たる該当分類】

6 . 施策内容

(1) 概要(必要性・緊急性)

原子力の安全確保体制をさらに充実し、我が国の原子力安全確保策に万全を期すため、原子力安全委員会において、現行の安全確保活動の質的向上・充実強化を図りつつ、安全規制システムを高度化するための取組を行うとともに、安全確保の基盤を強化していくことが重要である。このため、原子力の重点安全研究に関する調査、原子力安全委員会における品質保証活動の充実強化、安全解析コードの開発等、IT技術を活用した効率的・効果的な緊急時機動体制の強化等を実施する必要がある。

特に、原子力の重点安全研究に関する調査については、原子力の安全研究を効果的、効率的に推進し、原子力安全規制に関する基本的考え方や安全審査指針・安全基準の整備・充実に必要な科学技術的知見を得るために研究が必要であり、原子力安全委員会は、新法人と連携して、安全研究課題に係る調査など所要の調査を行う。

(2) 期待される成果・これまでの成果

原子力安全委員会における品質保証活動の充実強化、安全審査解析コードの開発等及びIT技術を活用した効率的・効果的な緊急時機動体制の強化により、原子力安全確

保活動の質的向上・充実強化を図る。

特に、原子力の重点安全研究に関する調査を実施することにより、原子力安全に係る基盤を一層強固なものとする。

7 . 事前評価・中間評価の有無及びその評価の内容 :

原子力安全委員会の実施する政策については、学識経験を有する外部有識者の知見を活用しつつ、評価を実施しているところであり、当該評価結果を踏まえ、施策の立案等を行っているところ。

8 . 平成17年度予算要求内容 :

原子力利用の安全確保に必要な経費

9 . その他（懸案事項、他省との連携状況など）: